

まつぼっくり



宇城市立三角小学校
学校だより 第21号
文責 校長 西村羊治
令和7年6月13日

学校教育目標 「支え合い・学び合い、多様な達成感を体感し、ふるさとを愛する児童の育成」

人権集会

平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」の第4条に「児童等は、いじめを行ってはならない。」とあります。いじめは法律で禁止されています。いじめの禁止が法律に謳われているということは、いじめが存在するということ、いじめによって自死などの重大な事案が発生しているということで、とても悲しいことです。いじめがなく命をおとしたり、苦しい思いをしたりすることがなければ、この様な法律は必要ないかもしれません。しかし、いじめや差別が現実にあります。人間とはそういう生き物なのかもしれません。しかし、いじめや差別をしない人、いじめや差別を許さない人はいます。宇城市、いや熊本県全体の学校で、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、各学校において人権学習や人権集会、学校職員においては、いじめや差別をなくすための研修やレポート作成を毎年実施しています。私も教師生活35年間続けてきています。しかし、いじめはなくなっています。部落差別もいまだにあります。絶対になくさなければなりません。



人権集会最初のあいさつ

先日、三角小学校では人権月間を意識し人権集会を行いました。私は全児童に、「三角小学校ではいじめはありますか？」と質問し、「いじめがある」「いじめはない」「わからない」と感じている児童は、だいたい3分の1ずつぐらいでした。いじめの捉え方が、低学年と高学年では違うと思うし、一人一人でも違うと思いますが、上記の結果でした。「いじめがある」と答えた児童は、周りの人の言動で嫌な思いをしたり見たりしたのかもしれません。しかし、我々教師はそのことを見過ごしたり、簡単に扱ったりしてはなりません。確実に確認・対応し、子どもたちが心身共に安心・安全な

学校を築いていくことが絶対に必要です。そのためには、教師自身の人権感覚を高め研ぎ澄ますことが必要です。子どもたちのちょっとした発言、行動、表情が表すものを何気なく流すのではなく、「んっ」と感じたらその場で冷静にその子に愛情を持って確認することが必要です。全員の人権を大切にし、いじめや差別をなくす、という強い意思を持ち子どもたちに対応します。各ご家庭においても話題にしていただけたとありがたいです。



企画なかよし委員会からの提案

表現力

右の写真はある児童のノートです。何年生か分かりますか？誰か分かりますか？もちろん本校のお友達のノートです。丁寧にきれいに読みやすい字で、図も分かりやすく描いてありました。考えて喋ることも表現ですが、文字に自分の考えを書くことも大切な表現です。自分の思いをアウトプットしていく力つけていきたいのですね。

丁寧にまとめられたノート

